

新型コロナウイルス感染症特別利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化したことにより、福井県経営安定資金（以下「経営安定資金」という。）の融資を受けた中小企業者に対し、当該融資に係る利子補給を行うことにより、その経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）2（1）に定める市内の中小企業者をいう。
- (2) 経営安定資金 福井県経営安定資金要綱（以下「資金要綱」という。）で定める融資資金をいう。
- (3) 利子補給金 経営安定資金の融資を受けた中小企業者が金融機関に支払った金利の一部を補給するために交付する本市の補助金をいう。
- (4) 取扱金融機関 経営安定資金の取扱金融機関をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 当該対象者として資金要綱2（4）「新型コロナウイルス対策分」あるいは（5）「セーフティネット保証支援分」、（6）「危機関連保証支援分」の融資（以下「対象融資」という。）を受けた中小企業者であること。
- (2) 福井県で別に定める資金要綱2（4）「新型コロナウイルス対策分」の期限内に対象融資の手続きが行われていること。
- (3) 資金の返済について契約に基づき確実に元金および利子（元金据置期間内にある場合は、利子）の返済を行っていること。
- (4) 市税（税金）を滞納していないこと。

(利子補給金の交付対象期間)

第4条 利子補給金の対象期間は、資金要綱2（4）「新型コロナウイルス対策分」は融資期間の当初3年間を限度とし、（5）「セーフティネット保証支援分」と（6）「危機関連保証支援分」は融資期間の当初1年間を限度とする。

(利子補給金の交付対象額)

第5条 利子補給金の対象額は、対象融資の借入額とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、対象融資実行時に取扱金融機関が作成した返済予定表の利子額のうち、融資実行日から3年後または1年後の融資実行日に応ずる日の前日までの間（以下「交付対象期間」という。）に発生し、かつ、中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子全額（以下「支払利子額」という。）とする。

- 2 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の利子補給金の額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、前項に規定する額とし、利子の支払額が変更前の額よりも少ない場合は、当該変更後の利子の支払額とする。

(利子補給金の交付方法等)

第7条 利子補給金の交付は年1回とし、1回に交付する利子補給金の額は、前年度の4月1日から翌年3月31日までの期間中に発生し、中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子全額とする。ただし、交付対象期間の最終日が属する年度にあつては、4月1日から交付対象期間の最終日までの期間中に係る利子全額とする。
備考 申請年度は、次条の規定により利子補給金の交付申請を行う年度をいう。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付の申請をしようとする中小企業者は、対象融資が実行された後、次に掲げる書類を添付して、新型コロナウイルス感染症特別利子補給金交付申請書(様式第1号)を取扱金融機関経由で市長に提出するものとする。

- (1) 対象融資の申込書の写し
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する認定申請書の写し
- (3) 福井県信用保証協会の保証書または保証決定通知の写し
- (4) 取扱金融機関が作成した返済予定表の写し
- (5) 市納税証明書(最新のもの(申請日の30日以内に取得されたもの))

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の適否およびその額を予算額の範囲内で決定し、利子補給金交付申請者(以下「申請者」という。)に対し新型コロナウイルス感染症特別利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(利子補給金の交付請求等)

第9条 前条における市の交付決定を受けた中小企業者(以下「補助事業者」という。)が利子補給金の請求をしようとする場合は、新型コロナウイルス感染症利子補給金交付請求書(様式第3号)に、取扱金融機関が発行する補助事業者に係る対象融資の利子支払証明書(様式第4号)を添付し、翌年度に取扱金融機関を経由して、市長に提出するものとする。

2 前項に規定する利子支払証明書は、申請しようとする年度の前年度の4月1日からその翌年3月31日までの期間の支払利子額を確認できるものでなければならない。ただし、最終年度の申請の場合(交付対象期間の最終日が属する年度の翌年度に申請を行う場合をいう。)は、当該期間は、申請しようとする年度の前年度の4月1日から交付対象期間の最終日までとする。

3 市長は、第1項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助事業者に対し利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、利子補給金の交付決定後において、利子補給金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実があつたとき。
- (2) その他この要綱の規定に該当しなくなったとき、またはこれに反したとき。

2 前項の規定により交付決定の取消しまたは変更をする場合は、新型コロナウイルス感染症特別利子補給金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による利子補給金の交付決定の取消しを受けた者に対して、既に交付した利子補給金の全部または一部の返還を命ずることができる。ただし、災害その他特別な事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(利子補給金の返還)

第11条 市長は、交付決定を取り消す場合において、既に交付がされているときは、返還命令通知書(様式第6号)により、交付した利子補給金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症特別利子補給金交付要綱の規定は、令和2年3月17日から適用する。